

入札説明書

柿ヶ下公務員宿舎 A、B、C 棟屋根及び外壁塗装等改修工事に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 令和 8 年 10 月 16 日
2. 契約担当官等 分任支出負担行為担当官 東濃森林管理署長 渡部 謙太
住 所 岐阜県中津川市付知町 8577 番地 4

3. 工事概要

- (1)工 事 名 柿ヶ下公務員宿舎 A、B、C 棟屋根及び外壁塗装等改修工事
- (2)工事場所 岐阜県中津川市付知町 4273-3
- (3)工事内容 別添「設計書図書、工事内訳書」のとおり
- (4)工 期 契約締結日の翌日から令和9年3月19日まで
- (5)そ の 他

- ① 本工事は、競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)等の提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

この申請の窓口及び受付時間は次のとおりである。

- ・受付窓口:東濃森林管理署 総務グループ

〒508-0351 岐阜県中津川市付知町 8577 番地 4

電話(IP) 050-3160-5675 (NTT) 0573-82-2108

メールアドレス:tohnou.d.f.o@maff.go.jp

- ・受付時間:9 時 00 分から 16 時 00 分までとする。ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)第 1 条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)は除く。

- ② 電子入札システムで利用できる IC カードは、一般競争(指名競争)入札参加者申請により、申請を行い承認された競争参加有資格者名で IC カードを取得し、林野庁電子入札システムに利用者登録を行った IC カードである。

4. 競争参加資格

- (1) 本競争入札は、次に掲げる全ての条件に合致する者を競争参加資格の有資格者とする。
- (2) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。)第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (4) 中部森林管理局の令和 7・8 年度競争参加有資格者名簿「建築」に登録された「C 等級」又は「D 等級」の認定を受けていること(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部森林管理局長が別に定める手続に基づ

く一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

(5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者(上記(4)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(6) 競争参加資格確認申請書及び資料(以下、「申請書等」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部森林管理局長から「工事請負契約指名停止措置要領の制定について」(昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通達)及び「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領について」(平成 26 年 12 月 4 日付け 26 林政政第 338 号)(以下、「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 平成 23 年度以降に元請けとして、以下に示す同種工事のいずれかを施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。)

経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

同種工事:同種工事とは建物の新築・改修工事全般とする。

(8) 次に掲げる基準を満たす主任技術者を当該工事に配置できること。

ただし、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)工事を全面的に一時中止している期間、工場製作のみが行われている期間及び工事完成後、検査が終了し事務手続き、後片付け等のみが残っている期間においては工事現場への専任を要しない。

① 主任技術者又は監理技術者として2級建築士、2級建築施工管理技士以上の資格のうちいずれかの資格を有する者であること。

② 平成 23 年度以降に、上記の(7)に掲げる工事の経験を有する者であること。

③ 配置予定技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係が申請書等受付日以前に3ヶ月以上あること。

(9) 3.(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(10) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 親会社と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、下記のイについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他、入札の適正さが阻害されうと認められる場合

その他、上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(11) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、岐阜県内に所在すること。

また、経常建設共同企業体として申請書等を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、岐阜県であること。

(12) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について(平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(13) 以下の届出を履行していない建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。

- ① 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 48 条の規定による届出
- ② 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条の規定による届出
- ③ 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 7 条の規定による届出

(14) 請負者における重大な事故や労働災害(下請者が起こしたものを含む。)からみて、事業に従事する者等の生命の安全に関して危険を及ぼすおそれがない者であること。

5. 設計業務等の受託者等

(1) 上記 4.(9)の「3.(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

・株式会社 歩設計 岐阜県岐阜市黒野南 3 丁目 80 番

(2) 上記 4.(9)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のア又はイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6. 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記 4.に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料(以下「申請書等」という。)を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記 4.(4)の認定を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、上記 4.(2)、(3)及び(5)から(13)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて 4.(4)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて上記 4.(4)に掲げる事項を満たしていなければならない。なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争参加することができない。

申請書等の提出は、以下により電子入札システムを用いて提出すること。

ただし、紙入札方式の場合は持参すること。

・電子入札システムによる提出の場合

① 提出期間:令和 8 年 10 月 17 日から令和 8 年 10 月 30 日まで。

(休日を除く毎日、9 時 00 分から 16 時 00 分まで)

② 提出方法:電子入札システム「技術資料」画面の添付資料フィールドに「申請書」(別紙様式

1)、「資料」(表紙及び別紙様式2、2-1、5)及び「工程表」(別紙様式 7)をそれぞれ添付し提出すること。ただし、申請書等の合計ファイル容量が3MB を超える場合には、郵送(書留郵便に限る。)、電子メール(電子メール送信容量は5MB 以内とする。)(提出期限必着)で提出すること。郵送又は電子メールで提出する場合には、必要書類の一式を郵送又は電子メールで送付するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、郵送又は電子メールにより提出する場合は、下記の内容を記載した書面(様式は自由)を電子入札システムより、申請書及び資料として送信すること。

ア 郵送又は電子メールで提出する旨の表示

イ 郵送又は電子メールで提出する書類の目録

ウ 郵送又は電子メールで提出する書類のページ数

エ 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

郵送又は電子メールで提出する場合の送付先は下記とする。

〒508-0351 岐阜県中津川市付知町 8577 番地 4 東濃森林管理署 総務グループ

電話(IP) 050-3160-5675 (NTT) 0573-82-2108

メールアドレス:tohnou.d.f.o@maff.go.jp

③ ファイル形式:電子入札システム又は電子メールによる提出資料のファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。

- ・Microsoft Word

- ・Microsoft Excel

- ・その他のアプリケーション

PDF ファイル AcrobatDC 以下

画像ファイル JPEG 形式又は GIF 形式

・紙入札方式による提出の場合

① 提出期間:令和 8 年 10 月 17 日から令和 8 年 10 月 30 日まで。

9 時 00 分から 16 時 00 分までとする。(休日と正午から午後 1 時までを除く。)

② 提出場所:〒508-0351 岐阜県中津川市付知町 8577 番地 4

東濃森林管理署 総務グループ

(2) 申請書は、別紙様式により作成すること。

(3) 資料は、次に従い作成すること。

ただし、①の同種工事の施工実績、②の配置予定技術者の同種工事の経験については、工事が完成し、引渡しが進んでいるものに限り記載すること。

なお、「同種工事の施工実績」(別紙様式 2)、「同種工事の施工実績(配置予定技術者)」(別紙様式 2-1)の書類の写しを添付すること。

① 施工実績

上記 4.(7)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を別紙様式に記載すること。

② 配置予定技術者

上記 4.(8)に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別紙様式に 1 件記載することとし、他の工事の従事状

況においては、国・県・市町村・民間等全てにおいて、専任、非専任の立場に関わらず記載し、本工事を受注した場合の対応措置においては、従事案件における発注者の意向を踏まえ、明確に記載すること。また、技術者の資格において、実務経験年数を資格とする場合は、実務経験年数が証明できる資料を添付すること。

入札書投函後開札までの期間及び入札保留がされている期間において、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することが出来なくなった場合は、直ちに書面によりその旨の申し出(理由:技術者の重複により)を行うこと。また、その申し出に基づき投函された入札書は、無効とする。

③ 契約書の写し

上記①の同種工事及び②の配置予定技術者の経験及び施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム(以下、「CORINS」という。)」に登録されており、その内容がCORINSで確認できる場合は、登録内容確認書の写し(一般データ、技術者データを持って施工証明者とし)を提出し、契約書の写しを提出する必要はない。また、CORINSに登録なき工事及びCORINSにて工事内容が確認できない工事(簡易CORINSで登録した工事等)については、契約書の外に施工計画書等の当該工事の内容(同種工事等の工事实績及び技術者の従事実績)が証明できる書類を添付すること。

必要書類の添付がないものについては、入札に参加できないので留意すること。

④ 工程表の提出

工程表は(別紙様式7)により記載すること。

- (4) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、電子入札システムによる申請者には電子入札システムにより、紙入札方式の申請者には競争参加資格確認通知書により参加資格の有無を令和8年11月4日までに通知する。通知において参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

(5) 競争参加資格確認資料のヒアリング

競争参加資格確認資料のヒアリングについては、原則として実施しない。

(6) その他

- ① 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 分任支出負担行為担当官は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書等は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。

7. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

- ① 提出期限:令和8年11月13日 16時00分まで。

- ② 提出場所:上記 3.(5)の①に同じ。
- ③ 提出方法:電子メール又は書面を持参することにより提出すること。提出後、上記 3.(5)の①に提出した旨を電話で通知すること。紙入札方式の場合は持参による提出は認めるが、郵送又は電子メール等によるものは受け付けない。
- (2) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、令和 8 年 11 月 25 日までに説明を求めた者に対し、電子メール又は書面により回答する。
- (3) 上記(1)の理由の説明を求める書面及び上記(2)の回答を行った書面の写しを次のとおり閲覧に供する方法により公表する。
 - ア 閲覧場所:上記 3.(5)の①に同じ。

8. 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面(様式は自由)により提出すること。
 - ① 受領期間:令和 8 年 10 月 19 日から令和 8 年 11 月 11 日まで。
 - 持参する場合は、上記期間の休日を除く毎日、9 時 00 分から 16 時 00 分まで。
 - ただし、下記 9.のなお書きにより入札日を変更した場合は、競争参加資格確認通知書により通知する。
 - ② 提出場所:上記 3.(5)の①に同じ。
 - ③ 提出方法:電子メール又は書面の持参により提出すること。
 - 提出後、上記 3.(5)の①に提出した旨を電話で通知すること。紙入札方式の場合は、書面を持参することにより提出するものとし、郵送又は電子メール等によるものは受け付けない。
- (2) 上記(1)の質問に対する回答は、電子メール又は書面により回答する。また、上記(1)の質問及び回答書の写しを次のとおり閲覧に供するとともに、中部森林管理局のホームページに掲載する。
 - (「ホーム>公売・入札情報>公告中の案件に関する質問及び回答>入札説明書等に対する質問及び回答(東濃森林管理署)」)
 - <https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/situmonkaitou/sinrinkanrisyo/tounou.html>
- ① 閲覧期間:令和 8 年 11 月 12 日から令和 8 年 11 月 18 日まで。
 - 上記の期間の休日を除く毎日 9 時 00 分から 16 時 00 分まで。
- ② 閲覧場所:上記 3.(5)の①に同じ。

9. 入札及び開札の日時、場所等

- (1) 電子入札システムによる入札の場合の提出期間は、令和 8 年 11 月 16 日 9 時 00 分から令和 8 年 11 月 19 日 10 時 00 分までとする。
 - なお、日時を変更する場合は、電子入札システム又は競争参加資格確認通知書により変更日時を通知する。
- (2) 紙入札方式による持参の場合は、令和 8 年 11 月 19 日 10 時 00 分までに東濃森林管理署会議室へ持参すること。
- (3) 開札は、令和 8 年 11 月 19 日 10 時 00 分に東濃森林管理署会議室にて行う。

- (4) 紙入札方式による競争入札の執行にあたっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

10. 入札方法等

- (1) 入札書は電子入札システムを用いて提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は入札書は紙により封緘のうえ、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し持参すること。郵送等による提出は認めない。
- (2) 落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。

11. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金:免除
- (2) 契約保証金:納付(現金納付に限る東濃森林管理署)

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金に代えることができる。

金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。)の保証(取扱官庁 東濃森林管理署)。

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 以上とする。

12. 工事費内訳書の提出

- (1) 第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出を求める。

工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し、最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。

・電子入札方式の場合

- ① 提出方法:工事費内訳書を上記 6.(1)の③に示すファイル形式にて作成し、工事費内訳書添付フィールドに工事費内訳書を添付し、入札書とともに送信すること。
- ② 郵送について:工事費内訳書が3MBを超える場合には、工事費内訳書についてのみ郵送(締切日時必着)で提出すること。郵送で提出する場合には、工事費内訳書の一式を郵送で送付するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、郵送にあたっては、書留郵便を利用し、二重封筒とし、表封筒に「工事費内訳書在中」と朱書し、中封筒に工事費内訳書を入れ、その表に「入札件名」を表示すること。郵送により提出する場合には、入札書の添付書類として、下記の内容を記載した書面(自由様式)を作成し、内訳書フィールドに添付し電子入札システムにより送信すること。

- ア 郵送等で提出する旨の表示
- イ 郵送等で提出する書類の目録
- ウ 郵送等で提出する書類のページ数
- エ 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

郵送の場合の提出先は上記 3.(5)の①に同じ。

- ③ ファイル形式: 電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合のファイル形式については、上記 6.(1)の③と同じ形式で作成し、入札書添付欄に添付するものとする。

・紙入札方式での場合

入札書とともに工事費内訳書を提出すること。

- (2) 提出された工事費内訳書は返却しないものとする。
- (3) 分任支出負担行為担当官等(これらの補助者を含む。)は、入札参加者が提出した工事費内訳書について説明を求めることができる。また、工事費内訳書が別表各項に掲げる場合に該当するものについては、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

別表

1	未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合 (2) 内訳書とは無関係な書類がある場合 (3) 他の工事の内訳書である場合 (4) 白紙である場合 (5) 内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより工事内訳書が提出される場合を除く。） (6) 内訳書が特定できない場合 (7) 他の入札参加者の様式を入手し使用している場合
2	記載すべき事項が欠けている場合	(1) 内訳書の記載が全くない場合 (2) 入札説明書又は指名通知書に指示された事項を満たしていない場合
3	添付されるべきではない書類が添付されている場合	(1) 他の工事内訳書が添付されている場合
4	記載すべき事項に誤りがある場合	(1) 発注者名に誤りがある場合 (2) 発注案件名に誤りがある場合 (3) 提出業者名に誤りがある場合 (4) 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5	その他未提出又は不備がある場合	

13. 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、林野庁電子入札システム運用基準に定める立会官を立ち合わせて行う。

紙入札方式による場合にあっては、競争参加者又はその代理人が立ち会い、開札を行うものとする。

なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせ開札を行う。

14. 入札の無効

次に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- (1) 入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札。
- (3) 暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。

(4) 中部森林管理局競争契約入札心得(以下「入札心得」という。)(「中部森林管理局 HP」-「公売・入札情報等」-「公売・入札情報」-「契約関係情報」-「競争契約入札心得・随意契約見積心得」によりダウンロードすることにより交付)において示した条件等入札に関する条件に違反した入札。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて上記 4.に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

15. 配置予定技術者の確認

落札者決定後、配置予定の主任技術者が配置できない事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、実際の工事にあたって受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において発注者との協議により、技術者を変更できるものとする。

変更については、下記を満足することを条件とする。

- (1) 病休、退職、死亡、その他の事由等の場合。
- (2) 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。
- (3) 工場から現地へ工事の現場が移行する時点(橋梁等工場製作を含む工事の場合)。
- (4) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合(大規模な工事の場合)。

いずれの場合であっても、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時期とするほか、技術者の資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。

16. 契約書作成の可否等

別冊契約書(案)により、契約書を作成するものとする。

17. 支払条件

前金払:有

18. 火災保険付保の可否:否

19. 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無:無

20. 再苦情申立て

分任支出負担行為担当官から上記 7.「競争参加資格がないと認めた理由の説明」に不服がある者は、上記 7.(2)の回答を受け取った日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、書面により、分任支出負担行為担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことができる。

- (1) 上記 7.(2)の回答書による説明に不服がある者は、次に従い、書面(様式自由)により再苦情を申し立てることができる。

- ① 提出期限:上記 7.(2)の回答書を受け取った日から7日以内(休日を除く。)
 - ② 提出場所:上記 3.(5)の①に同じ。
 - ③ 提出方法:持参又は郵送による。(郵送による場合は、提出期限必着)。
- (2) 再苦情の申し立てについては、中部森林管理局入札監視委員会で審議する。
- (3) 分任支出負担行為担当官は、再苦情の申し立てがあった者に対し、上記(2)の入札監視委員会の審議結果を踏まえた上で、審議結果の報告を受けた日の翌日から起算して 7 日(休日を除く。)以内に、次の内容を書面により回答する。
- ① 申立が認められないときは、再苦情の申立に根拠が認められないと判断された理由。
 - ② 申立が認められるときは、分任支出負担行為担当官が講じようとする措置の概要。

22. 関連情報を入手するための照会窓口

上記 3.(5)の①に同じ。

23. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、上記 6.(3)の②の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (4) 電子入札システムは、土曜日、日曜日、祝日を除く、9 時 00 分から 17 時 00 分まで稼働している。
- (5) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
システム操作・接続確認等の問い合わせ先
農林水産省電子入札ヘルプデスク
受付時間:9 時 00 分から 16 時 00 分まで
電話:048-254-6031 FAX:048-254-6041
e-mail:help@maff-ebic.go.jp
- (6) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行する。
- (7) 第 1 回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前でしばらく待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電話等により連絡する。
- (8) 一次下請負契約等からの社会保険等未加入建設業者の排除等
受注者は原則として、社会保険等未加入建設業者を下請契約(受注者が直接契約締結するものに限る。)の相手方にはできない

お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成 19

年農林水産省訓令第 22 号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働き掛けを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当森林管理局ホームページ

(http://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku_info/koukihoji/index.html)

の発注者綱紀保持をご覧ください。

- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針 2020 について(令和2年7月 17 日閣議決定)に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。